

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 7 日（火）第3294号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知（3件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 救急病院等の認定（2件）（地域医療整備課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 4
- 道路の位置指定（北薩地域振興局取扱い） 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（3件）（商工政策課取扱い） 5
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（管財課取扱い） 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第245号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成29年 3 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿屋市輝北町上百引字風呂段村頭5212番133
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第246号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成29年3月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
志布志市有明町伊崎田字塩水流6292番・字前谷6361番4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成29年3月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町船木字古城2840番3，2840番5，2840番8，2840番9
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第248号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年3月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島通信病院	鹿児島市下伊敷一丁目12番1号

- 2 認定の有効期限

平成32年2月24日

鹿児島県告示第249号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

平成29年3月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
池田病院	鹿児島市西田一丁目4番1号

2 認定の有効期限

平成32年3月6日

鹿児島県告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年3月7日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
公益社団法人肝属郡医師会立訪問看護ステーション	垂水市錦江町1番地140（老健コスモス苑内）	公益社団法人肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川135番地3	池田 誠	平成29年3月1日	訪問看護

鹿児島県告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により，次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年3月7日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
公益社団法人肝属郡医師会立訪問看護ステーション	垂水市錦江町1番地140（老健コスモス苑内）	公益社団法人肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川135番地3	池田 誠	平成29年3月1日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第252号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年3月7日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社会医療法人	枕崎市白沢北	訪問看護ステ	枕崎市白沢北	平成29年	育成医療・更

慈生会	町191番地	ーションまく らざき	町191番地	3月1日	生医療
-----	--------	---------------	--------	------	-----

鹿児島県告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年3月7日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
笠之原調剤薬局	鹿屋市笠之原町49番18号	平成29年 3月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年3月7日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
合同会社コト ノハ	熊毛郡南種子 町中之上2616 番地1	訪問看護ステ ーションこと の葉	熊毛郡南種子 町中之上2616 番地1	平成29年 3月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島地域振興局告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年3月7日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事 業 所		申 請 者			指定年月 日	障害児通 所支援の 種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
放課後等デイサ ービスあいの葉	鹿児島市玉里団 地一丁目6番14 号	特定非営利活動 法人ウェルフェ ア	鹿児島市川上町 3561番地	吉満富士夫	平成29年 3月1日	放課後等 デイサー ビス

北薩地域振興局告示第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年3月7日

北薩地域振興局長 中堂蘭哲郎

指定の年 月日	申請者の住所及び 氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 2月17日	出水市下鯖町1496 番地 百澤正	出水市高尾野町紫引字萩 尾1658番11	40.60	6.09

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年3月7日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成29年3月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
鹿児島ショッピングプラザ
鹿児島市鴨池二丁目26番地1号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成28年9月14日
- 3 意見の概要
今回届出のあった変更事項は、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年3月7日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成29年3月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン鹿児島谷山店
鹿児島市南栄五丁目10番51
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成28年9月14日
- 3 意見の概要
今回届出のあった変更事項は、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により奄美市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年3月7日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁総務企画部において縦覧に供する。

平成29年3月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
プラザ大島店
奄美市名瀬小浜町2245番地2 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成28年9月14日
- 3 意見の概要
特に無し。

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成29年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成29年3月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 調達をする特定役務の種類

- (1) コンピュータ関連保守業務（パソコンの保守及びシステムの保守管理）
- (2) O A機器賃貸業務（O A機器の賃貸）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年3月7日から同月17日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を有すると決定された日から平成29年12月31日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第25号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年3月7日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR戦国乙女49BU	株式会社平和	6P1608
ぱちんこ遊技機	CRTVアニメーション弱虫ペダルM2BZ5	株式会社平和	6P1669
ぱちんこ遊技機	CRおそ松さん～THE・DRUM～KZ	株式会社大一商会	7P0042
ぱちんこ遊技機	CRフルーツパンチNZ	株式会社大一商会	7P0064
回胴式遊技機	結城友奈は勇者である／DE	DAXEL株式会社	6S1145